

地域	月日	時間	場所
川内	5/16 (火)	9:40～10:00	西方駅前
		10:20～10:40	砂岳自治公民館(湯田町)
		11:00～11:30	網津集会所
		13:30～13:50	都自治公民館
		14:10～14:40	青山自治公民館
		15:00～15:30	尾賀公民館
	5/17 (水)	9:30～10:00	草道駅前
		10:20～10:50	平島集会所
		11:10～11:30	小倉自治公民館
		13:30～14:00	田崎自治公民館
		14:20～15:20	天大橋下(平佐側)
		5/18 (木)	9:40～10:00
	10:20～10:40		別府原広報研修所
	11:00～11:30		八幡地区コミュニティセンター
	13:30～13:50		川永野自治公民館
	14:10～14:40		矢倉自治公民館
	15:00～15:30		永利地区コミュニティセンター
	川内	5/23 (火)	9:30～10:10
10:30～11:30			御陵下公園運動場会館
13:40～13:50			山中自治公民館(永利町)
14:10～14:40			下別府自治公民館
15:00～15:30			宮崎原自治公民館
5/24 (水)			9:30～9:50
		10:10～10:40	隈之城駅
		11:00～11:30	里自治公民館横広場(永利町)
		13:40～14:00	滄浪地区コミュニティセンター
		14:20～14:40	港体育館
		15:00～15:30	水引地区コミュニティセンター
5/25 (木)		9:40～9:50	土川集会所
	10:00～10:20	寄田地区コミュニティセンター	
	10:40～11:30	峰山地区コミュニティセンター	
	13:30～14:00	楠元農業就業改善センター	
	14:20～14:40	杉ノ角自治公民館	
	15:00～15:30	天辰馬場自治公民館	
5/30 (火)	9:30～10:00	城上地区コミュニティセンター	
	10:20～10:50	高来地区コミュニティセンター	

地域	月日	時間	場所
川内	5/30 (火)	11:10～11:30	風口公民館
		13:30～13:50	中央公民館北駐車場
		14:10～14:30	すこやかふれあいプラザ
		14:50～15:30	セントピア
		9:30～10:20	亀山地区コミュニティセンター
		10:40～11:30	育英地区コミュニティセンター
	5/31 (水)	13:40～14:00	飯母自治公民館
		14:20～14:40	平佐東地区コミュニティセンター
		15:00～15:20	長野自治公民館(中村町)
		9:40～10:00	湯田地区コミュニティセンター
		10:20～10:50	陽成地区コミュニティセンター
		11:10～11:30	川底集会所
樋脇	6/1 (木)	13:30～13:50	赤沢津自治公民館
		14:10～14:30	羽山自治公民館
		14:50～15:30	川薩保健所大駐車場(隈之城町)
		9:30～9:40	杉馬場自治公民館
		9:55～10:05	倉野地区コミュニティセンター
		10:20～10:30	村子田自治公民館
	6/6 (火)	10:50～11:00	消防団塔之原部車庫隣公用駐車場
		11:15～11:30	金貝畜産会場
		13:30～13:40	市比野五・六区公民館
		14:00～14:10	樋脇総合休養会館奥駐車場
		14:30～14:40	田代堂農研修館
		6/7 (水)	9:30～9:50
10:10～10:25	市比野三区公民館		
10:35～10:45	阿母自治公民館		
11:00～11:10	野下地区コミュニティセンター		
11:25～11:40	藤本地区コミュニティセンター		
東郷	6/8 (木)		9:30～9:50
		10:00～10:10	藤川地区コミュニティセンター
		10:20～10:30	藤川天神駐車場入口
		10:50～11:10	烏丸上自治公民館
		11:20～11:40	烏丸地区コミュニティセンター
		13:30～14:00	山田地区コミュニティセンター
	6/8 (木)	14:10～14:40	南瀬地区コミュニティセンター
		15:00～16:00	東郷保健センター駐車場

地域	月日	時間	場所		
里	4/28 (金)	10:00～11:30	里定住センター(1階駐車場)		
		13:00～13:15	中野地区集会所前		
		13:30～13:45	江石地区集会所前		
		14:05～14:20	瀬上地区集会所前		
		14:30～14:40	上甕保健福祉館前		
		15:00～15:20	上甕生活館前		
	5/10 (水)	10:00～12:00	鹿島公民館		
		5/10 (水)	13:15～14:00	長浜診療所駐車場	
			14:15～15:00	青瀬地区コミュニティセンター	
			15:30～16:00	西山地区コミュニティセンター	
			5/11 (木)	8:30～10:00	手打地区コミュニティセンター
				10:15～11:00	手打八き地保健福祉館(本町公民館)
下甕	4/25 (火)		9:30～9:40	大内田自治公民館	
		9:50～10:00	下手自治公民館		
		10:10～10:20	中組自治公民館		
		10:25～10:35	山口自治公民館		
		10:45～10:55	辻原自治公民館		
		11:05～11:20	平石自治公民館		
		11:30～11:40	入来会館		
		13:20～13:40	入来総合運動場武道館前		
		13:50～14:00	元村上自治公民館		
		14:10～14:20	まち自治公民館		
		14:25～14:50	入来保健センター		
		入来	4/26 (水)	9:30～9:40	諏訪温泉入口
9:45～9:55	迫山自治公民館				
10:05～10:15	清色地区コミュニティセンター				
10:20～10:40	大宮神社				
10:50～11:10	山下自治公民館				
11:30～11:40	八重地区コミュニティセンター				
13:20～13:30	堂園自治公民館				
13:40～13:55	蒲生原自治公民館				
14:00～14:15	朝陽地区コミュニティセンター				
14:25～14:35	市野々自治公民館				
15:00～15:10	中山自治公民館				
4/27 (木)	9:30～9:40			内之尾自治公民館前	
	10:05～10:15	長野十文字			
	10:30～10:40	山之口自治公民館			
	10:50～11:05	大馬越地区コミュニティセンター			
	5/10 (水)	9:30～9:40	デマンド交通木場上バス停		
		9:50～10:00	矢立研修館		
10:10～10:30		浦集会所施設			
10:40～11:10		黒木地区コミュニティセンター			
11:20～11:30		南自治公民館			
11:40～11:50		小牧自治公民館			

犬の登録と 狂犬病予防注射の実施

狂犬病予防法により、生後90日を超える犬の飼い主は、室内犬・室外犬を問わず、生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。最寄りの集合注射の会場またはかかりつけの動物病院で接種をお願いします。

病気などにより、予防接種が難しい場合は、動物病院の獣医師へ相談してください。

*案内はがきを、実施時期のおおむね1週間前までに郵送します。

*会場には、犬をしつかり押さえられる方が来てください。
*犬のふんは、飼い主の責任により処理してください。
*会場および市内の動物病院では、新規登録・死亡などの各種届けの受け付けも行いません。
*犬の散歩の際には、「リードを放さない」「ふんをきちんと処理する」など、他人に迷惑をかけるないように常に心掛けましょう。

●新規登録料 1頭3000円
●注射料 1頭3400円(注射済票交付手数料500円を含む)

【問合せ先】
注射・登録・死亡・住所変更・転入などの各種届け出、鑑札・注射済票の再交付

▼本庁環境課生活環境G(内線2742)または各支所地域振興課市民生活G(鹿島支所は市民福祉G)

▼川薩保健所衛生・環境課
☎(23)3167

会・咬傷事件など
行方不明・保護・引き取り・譲渡

地域	月日	時間	場所
祀答院	5/10 (水)	13:30～14:00	上手簡易郵便局前
		14:10～14:20	浦下公民館
		14:30～14:40	上門上公民館
		14:50～15:00	滝間集落農事集会所
		15:10～15:20	中武自治公民館入り口
		5/11 (木)	8:50～9:20
	9:30～9:40		デマンド交通城北小牧バス停
	9:50～10:00		大村地区コミュニティセンター
	10:10～10:20		馬頃尾集落農事集会所
	10:30～10:50		轟地区コミュニティセンター
	10:55～11:05		菊地神社前
	5/11 (木)	11:20～11:50	麓公民館前
		13:30～13:50	蘭牟田地区コミュニティセンター
		14:00～14:10	原自治公民館
		14:20～14:30	大坪自治公民館
		14:40～15:00	湯之元ふれあい館

危険ドラッグ・シンナー等 乱用防止強調月間 (3月11日～4月10日)

危険ドラッグを乱用すると、おう吐やけいれん、意識消失などが起き、死亡に至ることもあります。また、精神へ悪影響を及ぼし、自分の意志で乱用をやめることができなくなる可能性もあります。危険ドラッグは大変危険な薬物です。好奇心などから安易に手を出すことは絶対にやめましょう。

家庭・学校・地域など、それぞれの立場で危険ドラッグなどの薬物乱用防止に努めましょう。

【問合せ先】
▼川薩保健所
☎(23)3167
▼県保健福祉部薬務課
☎099(286)2804

就学援助制度認定申請受付

就学援助制度とは、生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由などにより就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費や学校給食費などを援助するものです。希望される保護者は、各学校に相談ください。

【問合せ先】 本庁教育総務課就学支援G(内線5121)